

令和3年度 神奈川県立横浜国際高等学校 不祥事ゼロプログラム

1 趣旨

不祥事の未然防止を図るため、神奈川県立横浜国際高等学校(以下、本校)における課題を抽出するとともに、課題ごとの目標設定及び目標達成のための行動計画を定めるこのプログラムは、本校コンプライアンスマニュアルに基づき本校の教職員全員が継続的に実施し、検証を行うものである。

2 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

また、教職員の不祥事防止に直接係る担当総括教諭をはじめとする各総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。

3 会議及び研修会

不祥事ゼロプログラムの策定及び不祥事防止に係る企画・運営は、企画会議の構成者による不祥事防止会議で行う。職員に対する啓発並びに研究協議、体験研修などは教職員が参加する不祥事防止研修会で行う。

不祥事防止会議は毎月開催する。不祥事防止研修会は、定期テスト期間に実施する。

4 目標及びプログラム行動計画

(1) 課題の抽出

- ① 法令遵守意識の向上（公務内外非行の防止、服務規律の徹底）
- ② 職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止
- ③ 生徒に対するわいせつ、セクハラ等の行為の防止、生徒とのSNS利用の未然防止
- ④ 体罰、不適切指導の防止
- ⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成と取扱いに係る事故防止
- ⑥ 個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の徹底
- ⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- ⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- ⑨ 財務事務等の適正な執行

(2) 課題に対する目標の設定及び行動計画

- ① 法令遵守意識の向上（公務内外非行の防止、服務規律の徹底）

ア 目標

職員行動指針を遵守し、公務員としての自覚を持った行動をとる。

イ 行動計画

- ・校内で具体的な事例を通じた研修を行い、公務員及び社会人として法令及び服務規律の遵守を徹底し、公務内外非行を防ぐ。

② 職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止

ア 目標

職場の中でハラスメント行為が起これないように、全員が当事者意識を持つこと。

イ 行動計画

具体的事例を示して職場研修を実施し、皆が働きやすい環境を整える。また、困ったことや気づいたことは、速やかに管理職に相談・報告できる体制を築いていく。

③ 生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止、生徒とのSNS利用の未然防止

ア 目標

わいせつ、セクハラ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・教科準備室等の適切な利用を徹底し、わいせつやセクハラ行為が起これない環境整備を進める。
- ・事例資料を基に、不祥事防止研修会を実施し、わいせつやセクハラ行為及びそのきっかけとなる生徒とのSNS利用を未然に防止する。

④ 体罰、不適切指導の防止

ア 目標

体罰、不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・「体罰防止ガイドライン」を活用して、教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。研修では、資料の検討・討議を行う。
- ・部活動指導は分担して行い、保護者の協力を得ながら意識の向上を図る。

⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成と取扱いに係る事故防止

ア 目標

点検体制を整え、職員が一つひとつの業務を確実にやり、適切な処理をしてミスのない書類作成を行う。

イ 行動計画

- ・入学者選抜、成績処理及び進路関係の書類の様式を整え、最新の情報を適切に記入できるようにする。
- ・余裕を持った点検計画を整え、職員が業務に集中できるように工夫する。
- ・校内研修で事例についてグループ討議を行い、点検の際の見落としを防ぐ手立てを考え、事故防止に対する意識を高める。

⑥ 個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の徹底

ア 目標

生徒の個人情報の管理及び情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・部活動の連絡等で個人情報を収集する場合は、本人及び保護者の承諾を文書で取るとともに、できるだけ少人数の情報に絞る。
- ・貸与パソコン、校内USBの貸し出しは必要な期間に限定し、所有数の確認を月末毎に行うとともに、ユーザー設定と活用法に関して周知徹底を行う。
- ・「すく〜るねっと」を活用した個人情報の管理を徹底する。
- ・教務手帳は教務手帳ロッカーに保管し、その管理を適切に行っていく。
- ・ガイダンスグループを中心に、調査書等の発行に関する個人情報の適切な扱いについて職員に周知徹底する。
- ・個人情報と情報セキュリティのためのICTの扱いについて校内研修会を実施し、職員の意識を高める。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

酒酔い・酒気帯び運転禁止の徹底、交通法規の遵守による交通事故の防止を目指す。

イ 行動計画

- ・交通法規を遵守し、安全運転を心がけて、事故の発生を未然に防止する。
- ・不祥事防止会議で酒酔い・酒気帯び運転は絶対に行わないように職員の意識を啓発する。

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

教科及びグループ業務の情報共有、業務体制を推進する。

イ 行動計画

- ・共有フォルダを活用して教科における教材の共有化を進める。
- ・グループ業務を複数体制で協力して行い、相互にチェックできる体制を整える。

⑨ 財務事務等の適正な執行

ア 目標

私費会計に関する事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・私費会計担当者に対して、県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。
- ・私費会計の中間監査の結果を基に、教職員全員を対象にした不祥事防止会議を実施する。研修では、資料の検討・討議を行う。

(3) 検証方法

- ① 不祥事防止会議における検証方法
年間2回の検証を行い、達成度の検証を行うとともに達成度の低いプログラムに関しては対応策を講じる。
- ② 不祥事防止研修会における検証方法
2回目の検証後、不祥事防止研修会において教職員による協議を行う。

5 プログラムの検証

(1) 不祥事防止会議による検証

- ① 第1回検証
4に規定する行動計画について、10月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11月中に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
- ② 第2回検証
4に規定する行動計画について、翌年2月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 不祥事防止研修会による検証

教職員が不祥事防止プログラムの実行に関わる中で、その達成度を含め各目標に対する自己評価を行い、次年度に向けた新たな課題の提案を行う。

6 本校独自の行動計画

不祥事防止標語を作成し、教職員が事故防止に関する意識を持って取り組む体制を作る。(9月・12月・2月)

7 実施結果

5の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、行政課に送付する。